平成２２年（フ）第１３５８号
名古屋市南区西又兵ヱ町３丁目57番地　大生荘２棟207号
債務者　丸山　勝弘
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４０４号
愛知県北名古屋市鹿田栄63番地　モリハイツ301号
債務者　北野　俊一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０号
三重県多気郡明和町大字明星320番地
債務者　奥田　和子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２００号
福岡県久留米市東合川新町５番４―403号
債務者　大森　清人
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４１号
岩手県九戸郡野田村大字野田第14地割83番地23　久慈建設貸家２号
債務者　伊藤　一寛
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第４３号
岩手県久慈市宇部町第20地割27番地
債務者　川平　寿謙
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２８号
静岡県富士市宮島231番地の15　ロイヤルマンション富士103号、前住所岩手県北上市村崎野15地割539番地１　グリーンハイツ高屋沢315号
債務者　吉田　延枝
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５１号
静岡県富士市神谷717番地の17
債務者　後藤　英子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４０７０号
大阪市都島区東野田町５丁目２番18―308号、住民票上の住所兵庫県尼崎市若王寺２丁目８番40号
債務者　常山　喜世
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７号
北海道川上郡弟子屈町中央３丁目12番26号
債務者　川島ちえ子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５３８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田623番地３号
破産者　野田萬喜男
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４５８号
群馬県渋川市渋川360番地１
破産者　大磯太池郎
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３１９号
北海道苫小牧市日吉町３丁目２番26号
破産者　鈴木千鶴代
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第６２８号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字高岩519番地３　ＨＯＲＵＳ・Ｉ201、旧住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字高岩651番地１　駒形ハイツ105
破産者　遠藤　留美（旧姓細川）
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８１号
埼玉県川口市前川３―10―35　マンションエスポワール102号室、住民票上の住所埼玉県戸田市笹目１丁目39番地の25
破産者　石井　篤司
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目４番14号　ボナール千代202号
破産者　古橋工業こと　古橋　宣雄
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部